

第3章

復興への取り組み

第3章 復興への取り組みの概要（内容）について

復興への取り組みの「現状と課題」及び「進捗状況」について、平成27年度が震災からの復旧・復興においてどのような年であったのか、課室ごとに、この一年で解決されたことや課題として顕在化したことについて記載している。

※用地課については、第2章で記載している。

復旧・復興事業の更なる加速化に向けて

土木総務課

宮城県震災復興計画における再生期の2年目、国が定める集中復興期間の最終年度に当たる平成27年度は、土木部の重点方針において、「1. 宮城県社会資本再生・復興計画の確実な推進」、「2. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築の推進」を重点事項として掲げ、被災者をはじめ県民の方々が一日も早く復旧・復興の加速化実感できるよう、土木部一丸となって取り組んできたところである。

このうち、主な取組は、以下のとおりである。

1. 集中復興期間後の確実な予算確保と全面的な財政支援の継続

集中復興期間後の予算確保や財政支援の継続については、これまでも継続的に要望してきたところであるが、4月に被災3県土木部長要望、6月及び7月に政府要望を実施するなど、国をはじめ関係機関に対し、積極的に要望を実施した。

また、平成27年度で終了する予定であった国の集中復興期間について、これまでの復旧・復興事業の進捗状況を踏まえた上でその延長の必要性を整理し、庁内関係部局や関係機関との意見調整を積極的に行い、国に対し粘り強く要望した結果、6月に平成32年度までの復旧・復興事業のあり方が示され、一部地方負担は発生するものの所要の財源が確保された。

2. 復旧・復興事業の円滑な推進に向けた事業マネジメントの実施

復旧・復興事業の早期完成に向けて、きめ細かな事業進行管理、事業執行体制の強化、建設資材安定確保、入札制度の改善、担い手確保などの事業推進に向けた取組を適時適切に実施した。

その結果、平成27年2月末時点で、公共土木施設の災害復旧事業は、箇所ベースで着手率が約98%、完成率が約85%となっているが、金額ベースでは着手率が約80%、完成率が約17%に留まっており、甚大な被害を受けた沿岸部の河川堤防や防潮堤整備の一部の箇所では、地元住民との合意形成や関係機関との調整、用地取得などに時間を要したため、完成時期が平成30年度以降にずれ込むことになった。こうしたことから、3月に「社会資本再生・復興工程表」を改訂し公表したところである。

また、予算面では、創造的復興ステップアップ予算として、当初予算2,897億円（復旧944億円、復興1,147億円、通常806億円）を計上したほか、平成26年度明許繰越予算1,675億円、平成25年度事故繰越予算242億円（見込）を合わせた4,814億円を執行することとした。平成28年1月末の見込み値で、支出額が約2,143億円、明許繰越額が約1,760億円、事故繰越額が約634億円となっており、多額の繰越額が発生することになった。

平成28年度は、事故繰越予算はもとより多額の繰越予算を確実に執行する必要があることから、よりきめ細かな事業進行管理が必要となる。これまでの事業進行管理は、発注率（契約率）を指標として予算の執行状況を評価してきたが、災害復旧事業では発注のピークを過ぎ、複数年契約の案件が多くを占めており、さらに来年度多額の繰越予算を執行しなければならないことから、従来の進行管理に加え、

新たに工程管理(出来高管理)に着目し、定期的にフォローアップする仕組みを整理したところである。

2. 復旧・復興事業に係る事業用地の早期確保

復旧・復興事業に係る用地取得の加速化に向けて、事業箇所ごとの目標を明確化し、きめ細やかな進行管理を実施するとともに、特に数次相続や共有地等の用地隘路箇所については土地収用を視野に入れながら事業認定の準備を進め、効率的な収用裁決のあり方を検討した。また、マンパワー不足に対応するため、用地補償総合技術業務を積極的に活用し、事業執行体制の強化を図った。

用地取得の状況は、平成 28 年 2 月末現在、復旧事業の要取得筆数 5,215 筆に対して、取得済 3,902 筆(取得率 75%)、復興事業の要取得筆数 5,534 筆に対して、取得済 3,216 筆(58%)に留まっている。事務所別で見た場合、事業量が特筆して多い東部土木の取得状況が、仙台土木、気仙沼土木に比べ低くなっている。東部土木は、マンパワー不足に対応するため、いち早く施工前事業調整業務(CM業務)や用地補償総合技術業務を導入し、執行体制の強化を図ってきたところであり、課題解決に向けて事務所と本課との意見交換を緊密に行ったところである。来年度に向けて、事務所内の体制を含め、優先度を考慮した用地取得など更なる改善が必要と考える。

その一方で、今後、事業完了に向け課題となるが数次相続や共有地などの用地隘路箇所であり、事業認定・収用裁決の計画的な申請が必要となる。このため、用地課を中心に該当箇所ごとに詳細なスケジュールを作成し、重点的な箇所管理を実施した。来年度は、引き続き、事業認定の優先順位や手続き保留の取扱など、より詳細な進行管理を行う必要がある。

3. マンパワー確保に向けた職員採用と自治法派遣職員の要請など

膨大な事業量に対する絶対的なマンパワー不足を解消するため、従来からの採用形態に加え、土木職については即戦力としての活躍を期待する民間企業等職務経験者(社会人枠)の採用を継続して行うとともに、採用者数についても、平成 30 年度以降の採用者の一部を再生期(H26~H29)に前倒して確保することに取り組んできた。しかしながら、計画した採用者数の確保ができていないことから、計画の最終年度である平成 29 年度は、これまで以上に採用者確保対策に力を入れていく必要がある。

また、震災から5年が経過し、その風化が叫ばれる中、全国の都道府県への派遣要請を継続して行ったところであり、派遣元となる都道県には本県への尽力に感謝しながらも、いまだ本県は復興の途上にあることを継続して説明していく必要がある。

5. 最後に

平成 28 年度は、宮城県震災復興計画の折り返しとなる節目の年度に当たることから、被災者の一日も早い生活再建、豊かさと安全・安心が実感できる創造的復興を目指し、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を着実に推進するほか、発展期及び復興完了後を見据えた、新たな社会資本整備のあり方について検討を行っていく。

復旧復興への取組

事業管理課

事業管理課では、平成 27 年度も復旧・復興事業の円滑な推進に向けて施工確保対策、事故防止対策等を実施するとともに、建設産業の振興・指導や人財育成に取り組んだ。

1. 施工確保対策

平成 27 年度も技術者・労働者不足、労務資材単価の高騰などにより依然として高い傾向が続いている入札不調状況等を踏まえ、適時・適切な発注者体制の強化や、新たな課題の解決に向けた施工確保対策に取り組んだ。

(1) 発注見通しの公表

平成 28 年度も、復旧・復興工事の発注規模は、震災前と比べ大幅に多いことから、計画的な工事発注を行うため、平成 28 年 1 月には発注見通しを作成し、復旧・復興工事の 5 億円以上の大規模工事については 2 月に公表し、大型工事受注に必要な準備期間を確保する環境を整えた。

(2) 建設資材安定確保

平成 27 年度は、生コンクリートの需要増大に対する備えとして前年度に建設した気仙沼地区、石巻地区各 2 箇所の公共関与型生コン仮設プラントからの供給を継続し、生コンの安定確保に努めた。

また、地区連絡会議を前年度に引続き開催し、資材の需給状況の情報交換を綿密に行った。

(3) 予定価格の適正な設定

急激な工事量の変化に対応するため、これまで同様、国の労務単価改定を踏まえた早期適用、市場の実勢価格を反映した資材単価の適時改定を実施するとともに、適正積算の徹底と適時・適切な設計変更の徹底を図った。

(4) 入札契約制度の改善

建設業界等との意見交換による現場ニーズ等の把握、対策案の検討を継続するとともに、これまでの施工確保対策の実施状況の検証を行った。

モニタリング等の結果、復旧・復興工事における入札不調の状況は改善傾向にあるが、依然として震災前と比べると約 7 倍程度の水準となっていることや、県内市町村の復旧・復興工事の進捗等を総合的に勘案した結果、一部平成 27 年度末迄となっていた震災特例について平成 28 年度以降も継続し、今年度と同様にモニタリング等の結果により、震災特例の改廃について検討することとした。

(5) 発注者支援

発注体制確保のため、前年度までと同様、積算技術、工事監督、技術審査、図面作成を対象とした発注者支援業務の執行制度を継続した。

2. 事故防止対策

県工事における労働災害は、震災以降、沿岸部を中心に、高い水準で推移しており、各種機械・装置による労働災害並びに経験年数の少ない作業員や下請会社の労働者による労働災害が増加傾向にある。

平成27年度は、県工事事務事故防止対策事業計画に基づき、現場安全点検、安全講習会、施工体制点検等の拡充を図ったほか、リスクアセスメントの導入促進、ハーネス型安全帯の着用促進などを継続するとともに、あらたに新規就労者及び下請会社まで対象者を広げた安全講習会を開催し延べ459名が参加した。

3. 建設産業の振興・指導

(1) 建設産業の振興

復旧・復興工事のピーク後に訪れると懸念される県内の建設工事減少を見据えた建設業振興の指針、及び担い手確保・育成へ積極的な取組が官民ともに求められていることから、新たな「建設業振興プラン」を策定すべく、平成27年度は、10名の外部有識者等からなる「新・みやぎ建設産業振興懇談会」を設置し、懇談会を3回開催するとともに、県民からの意見聴取等を経て、平成28年3月に「新・みやぎ建設産業振興プラン」を策定した。

また、前年度に創設した「建設関連業務表彰」に加え、新たに「優良建設関連業務MVP(Most Valuable Professional)表彰」を創設し、建設関連業界のモチベーションアップを図った。

(2) 建設業の指導

復旧・復興工事の増加を踏まえ、平成27年度は、建設業振興支援講座を5回開催し、参加者に対して建設業法等の改正内容や法令遵守の啓発指導に努めた。また、工事現場への立入検査(25件)や建設業者の営業所への立入検査(18件)を合わせて43件実施し、工事管理や元請・下請契約について指導を行い、適正化を図った。このほか、年間120件を超える紛争相談を行い、建設業に係る紛争解決にも努めた。

4. 人材育成

震災からの再生・復興、そして災害に強い宮城モデルの構築を目指し、主要施策の実現に向けた技術力、マネジメント能力を養い建設行政全般の遂行能力向上を図る目的で、土木部職員研修を実施した(各部門別研修を40コース開催し、延べ1,821名が受講)

平成27年度は、特に自治法派遣職員及び新任職員の即戦力化に重点を置いて実施した。

○他県からの自治法派遣職員においては、本県の積算システムや、業務上の各種運用や被災3県独自の災害特例等、派遣元とは異なる分野が多々あることから、これらについて早期に理解してもらうため、着任前に派遣職員用事前配付資料を派遣元へ送付した。また、積算システム及びCAD研修を開催し、即戦力化を図った。

○新任職員への対応としては、各種研修の他、新任職員の育成に重要となるOJT「土木部ブラザー制」の効果的な運用を図るため、監督者(ブラザー兄)を対象とした「OJT監督者研修」を継続し、教え方及び教える側として持つべき意識の醸成を図った。更に、受け手側(ブラザー弟)を対象とした研修を新たに開講し、ブラザー双方のOJTに対しての理解を深めることによりブラザー制度の効果向上を図った。併せて、採用後3年間における修得すべき業務内容を明確化し、計画的な新任職員の育成を促した。

さらに、復旧・復興事業の対応により、研修への参加が難しくなっていることから、前年度の研修アンケートを参考とし、研修カリキュラムの厳選及び複数の研修を一括で

実施する等、受講環境の向上に配慮した。

しかしながら、9月に発生した関東・東北豪雨に対応するため一部研修が開催できなくなり、日程を1月へ変更し2泊3日で中止と成った研修を一括して実施した。しかしながら膨大な業務に対応するため、研修の受講を希望しても、業務対応の為に参加できない職員が散見された。

特に新任職員にとっては、OJTを進める上でも必要となる最低限の知識習得の機会であり研修の受講が重要であることから、再生期2年目にあたる平成27年度は、研修スケジュールを年度当初に明示するとともに、採用後3年間において受講を必修とする科目を指定し、各所属の研修への理解を促した上で研修に参加しやすい環境を整備することとした。

平成 27 年度における復興の取り組み

道路課

先般の震災の教訓から、道路課では、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道などの沿岸部の縦軸と合わせて、沿岸部と内陸部を結び東西連携軸を強化する横軸の整備を進めるとともに、県境や郡界を超えた連携を強化する県際・郡界道路整備、災害時でも孤立しない災害に強い離島・半島部の道路整備などにより、「防災道路ネットワーク」の構築を図り、復興に取り組んでいる。

その取り組みの中、国が整備を進める三陸縦貫自動車道については、矢本石巻道路の一部区間(鳴瀬奥松島 IC～石巻女川 IC)及び仙塩道路(仙台港北 IC～利府中 IC 間)が4車線化供用となったほか、新たに石巻女川 IC、多賀城 IC が供用開始となった。常磐自動車道については、鳥の海スマートICが開通し、山元南スマートICが着工した。翌年度については、登米東和～(仮称)南三陸海岸IC間の開通や山元南スマートIC、名取中央スマートICの供用開始に向け、関係期間と必要な調整を進め、引き続き整備を推進する。

また、県が整備を進める、みやぎ県北高速幹線道路は、登米地域と栗原地域を結び、県北地域の東西軸を強化する重要な路線であり、「復興支援道路」として位置付けられ、重点的に整備を推進している。今年度の整備状況は、Ⅱ期区間(中田工区)については、平成 29 年度の供用に向け、地盤改良や道路盛土工事を推進し、Ⅲ期区間(佐沼工区)は、用地買収を推進し、工事に着手した。Ⅳ期区間(築館工区)は地盤改良や道路盛土工事、橋梁工事などを推進した。

郡界道路や県際道路等の地域連携を強化する道路整備事業として、宮城県と山形県を結ぶ国道 347 号の冬季閉鎖区間の通年通行化に向けて、加美町宇津野地区及び柳瀬地区の道路改良工事や、災害防除工事、雪崩対策工事を推進した。更に、今年度は、「鍋腰峠道路管理検討会議」を設立し、現地調査を含めて2回の会議を開催し、山形県と連携しながら、通年通行化後の道路管理のあり方についても検討を行った。

また、主要地方道岩沼蔵王線大師姥ヶ懐道路改良事業については、用地取得が一部難航している箇所があったが、財産管理人制度等を活用し、相続人全員の同意書の取得に至ることができた。翌年度は平成 30 年度の供用に向けて、トンネル本体工事を推進する。

国道 398 号(石巻バイパスⅡ期)については、平成 29 年度の供用に向け、真野川、大和田川の橋梁工事の推進や、地盤改良工事、用地買収を進めた。

離島部・半島部の災害に強い道路整備事業とし、東日本大震災で長期間にわたり孤立した気仙沼市大島と本土を結ぶ大島架橋事業については、平成 30 年度の完成を目標に整備を推進しており、今年度においては、本土側の計画2トンネル及び大島側の計画3トンネルの全てが 12 月までに完成したほか、大島架橋本体についても下部工工事と並行し工場製作を進めた。

また、当事業では、用地取得や防潮堤、ウェルカムターミナル事業(気仙沼市)との調整が必要であり、地元合意を得られていない箇所もあったが、平成 27 年6月に「大島浦の浜・磯草地区復興第1回懇談会」を開催し、会員、県、市が相互理解を深め合意形成に向けた協議を行った。計5回の懇親会を経て、一定の地元評価を得られた

事から、1月に現地測量の着手至ることができた。

半島部の孤立解消に向けた道路整備として、牡鹿半島部について、復興交付金事業により9箇所の実業を推進し、地元調整を図りながら調査設計、用地買収を進めるとともに、工事着手可能な箇所から順次工事に着手した。復興枠では主要地方道石巻鮎川線(風越Ⅱ)の実業を進めた。

東日本大震災において「道の駅」が道路利用者の一時避難所や復旧活動拠点地として利用され、防災拠点化が注目されており、県管理道路沿いに設置されている7駅について、非常電源を備えた情報提供設備を昨年度より整備を進めている。今年度においては、道の駅「村田」に設備を設置し、現在計6駅において防災拠点化が図られており、翌年度は「路田里はなやま」に設置予定である。

津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の進める「復興まちづくり」を加速的に推進するため、復興交付金により多重防御の機能を有する道路や、防災集団移転地間等を結ぶ道路の整備を進めており、現在 16 路線 37 箇所の整備を推進している。平成 27 年 10 月 2 日には、国道 398 号戸倉復興道路が一部供用したほか、平成 28 年 3 月 24 日には、復興交付金事業では本県初の完成となる主要地方気仙沼唐桑線(東舞根)が供用開始したなど、防災集団移転地等を結ぶ道路整備を推進した。翌年度も引き続き「復興まちづくり」を加速的に推進出来るよう、事業進捗を図っていく。

復興に向けて

河川課

(1) 災害に強い川づくり緊急対策事業アクションプラン

平成27年は、東北初となる大雨特別警報が発令された「平成27年9月関東・東北豪雨」が発生した。今次降雨では河川・ダム・遊水地など多くの河川施設が効果を発揮するとともに、リアルタイムの水位情報が避難活動に役立つなど、ハード・ソフト面で水害から県民の命を守るために大きく貢献したが、破堤を含む100河川496箇所では被災を受けるなど大きな被害が発生した。こうした状況を踏まえ、水害常襲河川の解消に向けた河川改修事業を加速化、新たに実施するとともに、水防計画の改定、警戒避難情報の充実等のソフト対策の充実、適切な維持管理による流下能力の確保の3本柱で構成した、「災害に強い川づくり緊急対策事業」アクションプランを平成27年12月に策定し、ハード・ソフト対策を一体的、集中的に実施することとした。次期出水期までに水位周知河川を5河川追加し、テレメータを5箇所整備するほか流下能力の確保のための、堆積土撤去、支障木撤去工事についても、洪水期までに効果が発現できるよう、補正により事業を進めているところである。

「災害に強い川づくり緊急対策事業」 アクションプランの概要と取組		
2 実施方針 近年浸水被害が発生した河川の再度災害防止と、県内全域における警戒避難体制の強化に向けて、平成32年度まで緊急かつ集中的に治水対策を推進する。 事業費 H27～H32：108.0億円、H27予算：24.6億円、H28予算：27.4億円		
水害常襲河川の解消に向けたハード整備	円滑な避難に向けたソフト対策の充実強化	適切な維持管理による流下能力の確保
○水害常襲河川（18河川）の浸水被害解消 主な事業 床上浸水対策特別緊急事業（大江川等） 災害対策等緊急推進事業（泊川、平家川等） 河川局部改良事業（味明川、荒川等） 災害関連事業（荒井川等）	○水防計画の改定 市町村と調整のうえH27～H28に実施 ○洪水予報河川、水位周知河川及び浸水想定区域図の見直し ○警戒避難情報の充実 自記水位計のテレメータ化、テレメータ式水位局の増設、監視カメラの増設 主な事業 情報基盤整備事業	○堤防緊急点検の実施 H27～28の2ヵ年で集中的に実施、要対策箇所への迅速な対応 ○市街地等の重要区間における河道断面の確保 H28～30の3ヵ年で堤防除草、堆積土砂撤去、支障木伐採を集中的に実施
(H27～H32) C=64.2億円	(H27～H32) C=9.3億円	(H27～H32) C=34.5億円

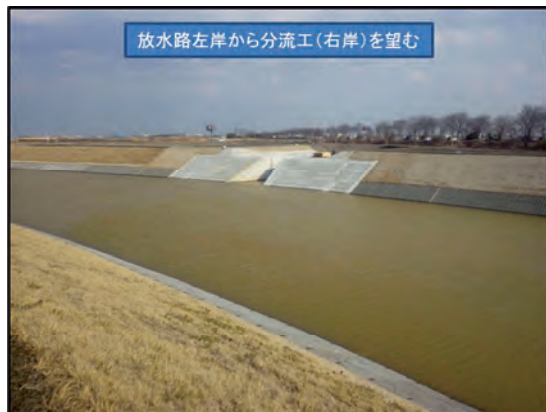
次年度以降は、本格化してくる河川改修事業について加速度的に推進していくためには、地域の理解、関係機関との連携を重視し、計画的に進めることとしている。

(2) 川内沢川放水路竣工

川内沢川は名取・岩沼市両市街地を貫流する一級河川で、沿川には仙台空港や国道4号等重要な公共施設が集中しており、平成6年9月22日の豪雨により沿川地域に甚大な被害をもたらしたことを契機に、ダム及び放水路の建設、放水路分流地点上流河川の河道を拡幅する計画を策定した。



川内沢川放水路事業は、仙台東部道路下流市街地における浸水被害の軽減、重要施設である仙台空港の保全を目途に、事業に着手し、東日本大震災による被災も受けたが、被災部分の復旧と未整備区間の工事を進め、事業着手から約 20 年の月日をかけ平成 27 年 6 月に竣工した。また、川内沢ダムは、平成 26 年度に建設事業へ移行し、本体工事の早期着工に向け、平成 27 年度は、ダムサイト・ダム形式の決定、付替道路ルートが決定した。今後は、関係機関との協議、ダム事業用地の確保の推進を図っていく。



(3) 貞山運河再生・復興ビジョンの取組み

平成 27 年度の具体的な取組みとしては、貞山運河再生復興会議の下部組織にあたる、専門部会「北北上運河専門部会」を関係団体と 10 月に設立し、当運河に係る課題の抽出や、利活用に向けた連携体制の強化を図ってきており、この取組みを継続していく。また、運河群では民間団体等による運河の利活用に関する活動が動き出しているため、これらの団体と情報共有を図りつつ、官民連携でビジョンの推進に取り組んでいく。平成 24 年度より毎年実施してきた植樹会を多賀城市貞山公園にて、平成 27 年 3 月 19 日におよそ 100 名の参加により、新たに 42 本の桜を植樹した。今後は、桜植樹の取り組みを推進しつつ、運河群の個性を生かした将来像を見据え、様々な主体と連携の強化を図るとともに、その輪を広げる活動も併せて推進していく。



河川課では引き続き、「社会資本再生・復興計画」における基本理念「次世代に豊かさを引き継ぐことの出来る持続可能な宮城の県土づくり」を踏まえ、河川・海岸に関連する着実な再生・復興を目指し、施策を推進していく。

復興への取り組みについて

防災砂防課

1. 津波防災対策の推進 ～3.11 伝承・減災プロジェクトの推進～

津波災害は発生頻度が低く、世代交代を重ねるうちに防災意識が薄れる事が指摘されており、今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるため、東日本大震災の教訓を後世に伝承することが重要である。

本課では、「3.11 伝承・減災プロジェクト」の名のもと、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋がる様々な取り組みを今年度も積極的に進めてきた。

東日本大震災の津波の浸水区域や浸水深さを現地に標識等で表示することにより、実物大のハザードマップとして、地域住民だけでなく、地域事情に不案内な観光客等の防災意識の啓発を図る目的である“津波浸水表示板設置事業”については、本年度県内 53 箇所 69 枚、平成 28 年 3 月末までの総計として県内 143 箇所 203 枚を設置した。最近では、「自らの建造物等に津波浸水表示板を設置して頂いた方々」を“伝承サポーター”として認定し、伝承・減災を後押しする取り組みも県内に浸透してきている。津波浸水表示板の知名度は年々高まってきていると感じるが、今後も宣伝活動を充実させ普及に努めたい。



津波浸水表示板設置状況(平成 28 年 3 月末現在)

毎年5月の「みやぎ津波防災月間」では、山元町と共催のもと、山元町中央公民館で“大震災から学ぶ教訓～後世への震災伝承～”と題して津波防災シンポジウムを開催した。震災の風化が恐れられる今、震災の教訓をどう後世に残し、風化させない津波防災にどう取り組むべきか。阪神大震災から 20 年の節目の年に遺構保存などの在り方について阪神大震災や東日本大震災からの経験を共有して学び、残すことによって得られる重要さを参加された県民の皆様感じていただけたと考えている。

東日本大震災時の対応や教訓について1県3市で「東日本大震災から学んだこと 伝えたいこと」と題して全日本建設技術協会の協力のもと報告を行った。本課は、富士宮市及び草津市で講演を行い、東日本大震災を経験していない聴講者からは深く関心が寄せられた。今後も必要な限り活動を行う予定である。また、通年にわたって「復旧・復興パネル展」を県内外で実施した。本年度は、計 21 回出展し、広く情報を発信し、防災意識の啓発を図る活動を行った。



津波防災シンポジウム開催状況

防災文化を次世代に伝承する活動として、今年度は防災教育や出前講座の充実を図ることを目的に東日本大震災の教訓を踏まえた出前講座項目の作成を行った。平成 28 年度からは新たに“津波浸水表示板設置事業”についての出前講座を実施する予定であるが、今後も重点的に取り組みの充実を図りたい。

2. 砂防・急傾斜地崩壊対策事業

局地集中豪雨等による土砂災害に対し県民の生命を守るため、砂防等施設の整備と併せて、市町村の避難体制構築支援という目標を掲げている。

(1) 砂防等施設整備

平成 27 年度は、砂防事業4箇所、火山砂防事業2箇所、地すべり対策事業2箇所、急傾斜地崩壊対策事業3箇所を実施している。平成 27 年度は、館山1丁目急傾斜地崩壊対策事業が概成した。

課題としては、平成 27 年度は、前年度からの繰越が8億、事故繰越が 2.8 億となっており、入札不調等によって執行に遅れが生じ、施工箇所が重複するなど、遅れを取り戻せていない状況である。平成 28 年度への繰越は 7.8 億。来年度は 7 箇所が完了予定となっており、事業完了に向かい実施箇所数が減少し、箇所間の調整が困難になってくることから、早期の残事業費把握が必要となっている。そのため、早期発注によって、契約額や変更要素の把握に努め、事業完了箇所については重点的に進捗状況の把握を実施し、予算の早期執行及び年度内の完了に向けて進行管理を行う。



急傾斜地崩壊対策事業(館山1丁目)

(2) 土砂災害警戒避難体制構築支援

市町村の避難体制構築支援として、土砂災害警戒区域の指定促進を図っており、平成 27 年度は 445 箇所の指定を行い、県内全体の指定数は 2,351 箇所となる。広島県で起こった土砂災害では、施設整備や土砂災害警戒区域の指定の遅れについて取り上げられるなど、指定促進に向けての動きが加速し、平成 27 年1月には土砂法が改正された。その中で、未指定の危険箇所については今後5年間での指定が義務づけられたが、平成 28 年以降は約7億円の基礎調査に要する事業費の確保と、膨大な作業を効率的に執行することが課題となる。業務効率化に向けてワーキンググループを今後も継続して実施し、作業の簡素化・効率化を進め、平成 31 年度までの調査完了を目指し、さらなる指定の加速を図ることとしている。

また、情報基盤整備事業では、平成 27 年度に砂防総合情報システムの統合と土砂災害警戒情報の発信等のシステム更新を行った。平成 28 年度は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の公表システムによる市町村への情報提供の推進を予定している。



土砂災害情報システムリニューアル

復興事業について

港湾課

1 港湾施設等整備事業

港湾施設整備事業としての復興事業については、災害復旧事業とは別に新たに防潮堤が必要になった箇所への設置や物流基盤強化を図るために、一層の利用促進に向け、それぞれ各港区において施設の目標に向けて事業を行った。

■ 進捗状況

〈仙台塩釜港 仙台港区〉

整備施設	H27年度の進捗状況	完成目標
L1防潮堤整備	中野地区の工事進捗、栄西地区(消防関係)の協議完了	平成29年度
高砂コンテナターミナル	建築物の詳細設計実施、拡張部の暫定供用開始	平成31年度
津波漂流物対策施設	工事本格発注、工事着手	平成28年度
臨港道路新設	臨港道路ふ頭8号線の工事着手	平成28年度
水門・陸こう関係	操作規則の決定と操作委託協議開始	平成30年度

〈仙台塩釜港 塩釜港区〉

整備施設	H27年度の進捗状況	完成目標
L1防潮堤整備	貞山地区の工事発注と着手	平成29年度
北浜緑地整備	一部除き、護岸部の完成、緑地部の工事推進	平成28年度
貞山1号岸壁	工事着手(直轄)、埋立免許取得	平成32年度
水門・陸こう関係	操作規則の決定と操作委託協議開始と本体工事の着手	平成30年度

〈仙台塩釜港 石巻港区〉

整備施設	H27年度の進捗状況	完成目標
L1防潮堤整備	雲雀野地区の工事発注と着手	平成29年度
-11m航路泊地浚渫	工事進捗推進	平成29年度
民間バス公共化	1バス目の工事完成	平成29年度
水門・陸こう関係	操作規則の決定と操作委託協議開始	平成30年度

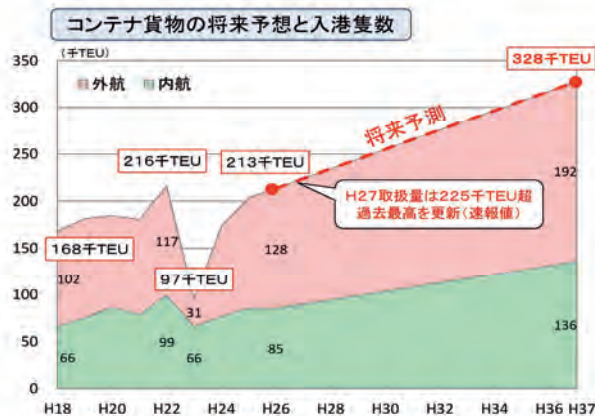
■ 現状と課題

新設防潮堤は、現状で災害復旧と同じく、住民合意が得られていない箇所がある。住民の意見を聞き、丁寧な説明を行っていく必要がある。また防潮堤設置に伴う陸間についても災害復旧と同様、操作委託と維持管理費用の課題があり、財政部局との調整が必要である。それぞれの施設整備は、そもそも時間を要するものだが、他事業調整や利用者及び関係者調整による工事工程の遅れが目立ってきており、目標を達成するためにも問題点等の早期の把握や整理及び対策を行う必要がある。

2 仙台塩釜港港湾計画

仙台港区に計画している向洋地区・高砂第3バースの整備計画に関連し、コンテナ貨物の荷主ヒアリング、高砂コンテナヤードの利用把握、コンテナヤード機能の算定を実施した。

○港湾計画のコンテナ貨物量将来予測



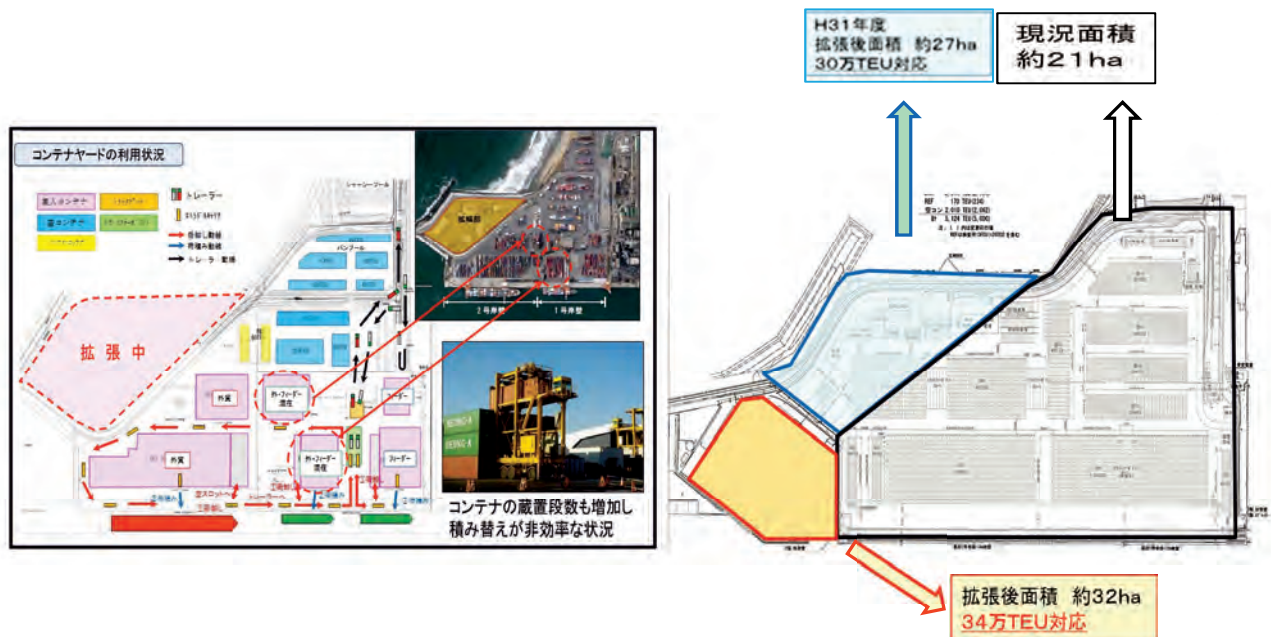
○荷主ヒアリング結果

会社	ヒアリング結果
A社	北米の利用が好調。岩沼工場はフル生産状態
B社	今後、輸出が4~5%増の見込み
C社	今後5年伸びは小さい。東南アジア等の工場との生産バランスがある
D社	今後の増加はアジア、中東を想定
E社	予測が困難
F社	北米など人口が増加する地域を中心に増加の可能性有
G社	平成29年度まで取扱量を平成25年比で18%増とする計画 今後、復興分が増加
H社	新潟港の貨物を仙台港にシフトする
I社	年間10%増で推移している。販売戦略として4年後までに2倍の需要見込み
J社	今後10年で2~3%増の見込み

■現状と課題

震災で一時的に落ち込んだコンテナ取扱貨物量は、平成27年に過去最高を記録した。一方、全国的なトラックドライバー不足など長距離陸上輸送の環境の変化があり、ヒアリング結果では、仙台港を利用している荷主は、将来的にもコンテナ利用について強い意向を示していた。

現在、平成31年を完成目標にコンテナ取扱能力300千TEU(面積27ha)に向けて整備に取り組んでいるが、将来予測推計値328千TEUには機能乗対応できていない。船溜まり部分を整備(面積32ha)した場合は340千TEUまで機能拡充が図れるが、整備期間として約7年程度の時間が必要となる。課題としては、取扱貨物量と北米船などの寄港船舶大型化などの動向をとらえながら、港湾整備着手の時期を逃すことのないよう、適切に対応する必要がある。



3 ポートセールス

仙台港区における平成26年のコンテナ貨物取扱量は、213,425TEUと、過去最高であった平成22年(震災前)の216,142TEUの約99%まで回復した。また、コンテナ定期航路(平成26年度末時点)は、国際コンテナ航路が5航路、国際フィーダーコンテナ航路が8航路と、震災前の航路数に並ぶまで回復した。

このことを受け、平成27年度においては、平成27年のコンテナ貨物取扱量が過去最高値を超えることを目標とし、また、コンテナ定期航路については、新たな航路開設の実現を目指し、仙台塩釜港の更なる発展と利用拡大に向けてポートセールスに取り組むこととした。

この目標達成のために、既存の荷主企業や船会社等への定期的なフォローアップを兼ねた個別訪問を継続するとともに、新たに仙台塩釜港を利用いただける荷主企業等の掘り起しのため、県内に新規で立地した企業や国内外に拠点を有する企業などを中心とした個別訪問などにも取り組んだ。また、新たな荷主や航路の開拓に向け、仙台塩釜港の魅力を広く多くの方々にPRするために、「視察・体験セミナー」や「首都圏セミナー」などを開催するとともに、海外ポートセールスでは、ベトナム社会主義共和国を訪問し、「仙台塩釜港セミナー」を実施した。

ベトナムでのセミナー開催については、これまで仙台塩釜港の輸出入の主要相手国であった中国や韓国等において、水産品などの輸入規制が東日本大震災後から未だに続いていることから、仙台塩釜港の将来を見据えた新たな市場を開拓する観点から、アセアン地域の中でも特に発展が著しいベトナムを対象国としたものである。セミナーでは、仙台塩釜港のPRとともに、現地へ進出している日系企業及び港湾関係者との情報交換等を通じて、同地域における今後の市場動向や貨物量増加の可能性などの把握に努めた。

このような取り組みの結果、平成27年のコンテナ貨物取扱量については、22万5千TEU(速報値)と、平成2年にコンテナ貨物の取扱いを開始以来、初めて22万TEUを突破するとともに、目標であった過去最高値を更新する結果となった。また、コンテナ定期航路については、6月に北米西岸航路が、10月に韓国航路が、11月にロシア極東航路が新たに開設され、この3航路を加えて、航路数は過去最高の8航路となった。

今後は、コンテナ貨物取扱量の更なる増加を目指して復興需要後の安定した貨物取扱量の確保を図るとともに、現在就航していない東南アジア(台湾・ベトナム等)航路などの誘致に取り組む必要がある。

4 石巻港区における工業用地分譲

震災以後、石巻港区の雲雀野地区で行われていた災害廃棄物処理事業が完了したことを受け、平成 26 年度から工業用地の分譲を再開している。

分譲再開に際しては、震災被害により主たる土地取得者と目された港湾立地企業も大きな影響を受けたため、継続的に企業訪問を行い、企業の生産計画や施設投資計画等について情報収集に努めた。

あわせて、石巻港区の工業用地の購入に経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（以下、津波補助金）」の活用が可能とされたので、経済商工観光部産業立地推進課と連携し、同補助金の情報を企業訪問の際に各企業へ提供して、同補助金を活用した工業用地の買受勧奨を行った。

さらに、分譲再開に際し、石巻市の企業誘致部局と石巻商工会議所にも分譲地と津波補助金に関する情報を提供し、幅広い情報提供を依頼した。

このような取り組みの結果、平成 27 年度においては、工場増設の用地取得を希望する企業に対して一般競争入札により、1 区画 4.0ha を約 4 億 5 千万円で売却したほか、河川堤防整備に伴い自己所有地からの移転を余儀なくされた地元企業からも土地取得の要望が寄せられ、西浜地区の 2.1ha を約 2 億 1 千万円で売却することができた。

その後も、工業用地についての相談が多数寄せられていることから、必要に応じて随時現地説明を行い、土地取得の意向確認を行っている。

未竣功地については、造成工事が概成している箇所もあることから、早期に分譲できるよう部分竣功を含めた検討を進めているところである。

7月1日 仙台空港民営化スタート

民間のノウハウを活かした空港運営で、さらに便利に！快適に！

空港臨空地域課

東日本大震災から半年後に空港ビルの完全復旧と国際線を含む全定期便の運航再開を果たすなど、復旧・復興の象徴となった仙台空港。平成28年7月1日から、国管理空港民営化の第一号として、仙台国際空港(株)によって運営されることとなる。

1. 今後に向けて

●現状…LCCの新規就航や拠点化など仙台空港に明るい兆し

東北唯一の国管理空港である仙台空港は、海外5都市、国内8都市へのネットワークを有し、仙台空港アクセス鉄道でJR仙台駅と直結し、乗換なしに最速17分でアクセスできる。

震災後、仙台空港の旅客数は、平成25年度から3年連続で300万人を超えるなど、順調に回復している。今後、エアアジア・ジャパンによる名古屋(中部)線の新規就航や来年夏のピーチ・アビエーションによる仙台空港の拠点化など、今後更なる航空路線の充実が期待される。

運航状況(平成28年3月31日現在)

・国際線(往復数/週) 4路線 10往復/週				・国内線(往復数/日) 9路線 50往復/日			
ソウル	4	上海/北京	2	札幌	13	成田	2
グアム	2	台北	2	小松	2	中部	6
				伊丹	14	関西	4
				広島	2	沖縄	1
				福岡	6		

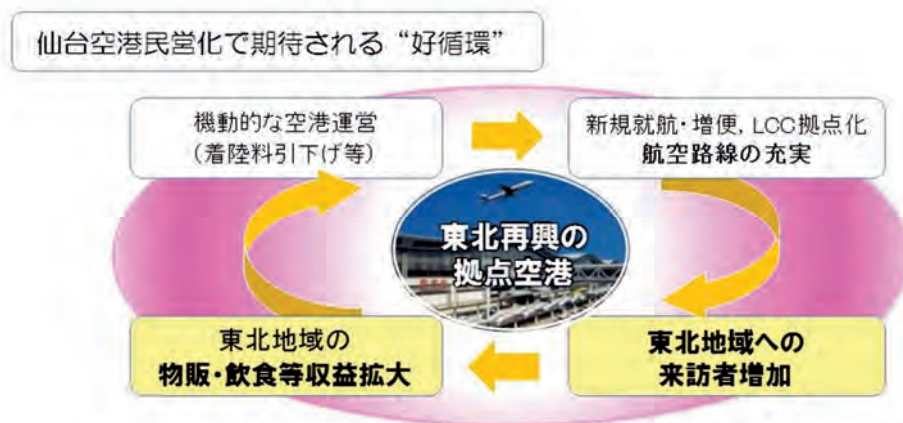
●今後…空港を活用し、交流人口を増やす

東北地方は、全国の中で将来的に最も人口減少率が高いと予測されている地域であり、今後地域を活性化するためには、定住人口と併せて、交流人口を増やすことが重要である。

近年、訪日外国人が急増する中、東北地方においても、空港を活用して、いかに外国人観光客などを取り込むかということが喫緊の課題となっている。

● 民営化の効果…空港民営化で地域に“好循環を”もたらす

これまでの空港は、滑走路等の空港施設と、旅客ターミナルや駐車場などはそれぞれ別の主体が運営しており、国が管理する空港の着陸料等の料金は全国一律となっていた。空港民営化の狙いは、空港の一体的運営により空港ビルでの物販・飲食の売上げを増やし、その利益を着陸料等の減免に充てることで航空会社の誘致や航空路線の充実を図り、旅客や貨物の増加を図ることである。



2. 空港民営化の流れ

- 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災発生
- 平成 25 年 6 月 19 日 「民活空港運営法」の成立
- 平成 26 年 4 月 25 日 「仙台空港特定運営事業等実施方針」の公表
- 平成 27 年 12 月 1 日 仙台国際空港(株)に運営権設定
- 平成 28 年 2 月 1 日 同社によるビル施設等事業の開始
- 平成 28 年 7 月 1 日 同社による滑走路を含む空港施設の運営事業開始

3. 仙台国際空港(株)が描く仙台空港の将来像

テーマ: 「東北を発着する旅客に一番に選ばれる空港
プライマリー・グローバル・ゲートウェイ」

30 年後の目標: 旅客 550 万人 貨物 2.5 万トン

① 路線を増やし、航空需要を増やす

東アジアを中心とする4時間圏への直行便を増やすなど、航空ネットワークの拡充を図る。そのため、航空会社の就航意欲を高める料金設定を行うほか、空港からの二次交通の充実を図り、空港アクセスの利便性を高める。また、空港から東北の美しい四季や伝統文化、食の豊かさなどの東北ブランドを発信する。

②空港活性化と設備投資

航空会社が就航しやすいよう、駐機数を増やし、旅客搭乗施設を新設するなど、空港活性化に向けた施設整備を行う。また、東北らしい物産・飲食を販売・提供する店舗を拡充するほか、総合案内所の機能を充実させ、空港利用者の利便性を高める。

③高いサステナビリティ(持続可能性)の実現

民間企業としての健全性を確保しながら、安全・保安を最優先とする組織風土を築き、地域住民との交流を促進し、地域とともに持続的に成長・発展する空港を目指す。

4. 民営化を成功に導くための県の取組

空港民営化の効果を最大化するためには、空港運営を民間事業者任せにせず、地元官民が一体となって、空港を活用した観光・物産の振興など、地域の課題克服に取り組んでいく必要がある。

県では、仙台空港を核として、宮城のみならず広く東北全体に経済効果を波及させるため、仙台国際空港(株)や地元自治体・経済界と連携し、県内及び就航地での誘客イベントの開催や空港プロモーションなどに積極的に取り組み、仙台空港の更なる利用促進を図り、航空路線の充実を目指していく。

都市計画課の取組について

都市計画課

1 都市計画における現状と課題

現在の都市計画区域における整備、開発及び保全の方針は、そのほとんどが震災前に策定されたものであるため、震災後に指定された災害危険区域や、復興特区法による市街化調整区域における面整備などの土地利用現況と整合が図れておらず、更には、被災地における産業動向など震災後の影響も加味されていないものとなっている。

また、平成 27 年の国勢調査結果(速報版)によれば、将来、県全体での人口減少や高齢社会の進展は否めないと考えられる。

このような状況から、今後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたっては、既成市街地の有効活用や集約市街地の形成などを行いながら、広域都市計画区域全体で調和のとれた、持続可能なまちづくりとなるよう目指していく。

2 被災市街地復興土地区画整理・津波復興拠点整備事業における現状と課題 各事業の状況(H28年3月末)

市町村名	土地区画整理事業			津波拠点		
	計画 地区数	事業認可		計画 地区数	事業認可	
			工事着工			工事着工
気仙沼市	3	3	3	2	2	1
南三陸町	1	1	1	2	2	2
石巻市	15	14	13	1	1	1
女川町	1	1	1	1	1	1
東松島市	3	3	3	2	2	2
塩竈市	2	2	2	1	1	1
七ヶ浜町	4	4	4			
多賀城市	1	1	1	1	1	1
名取市	2	1	1			
岩沼市	1	1	1			
仙台市	1	1	1			
山元町				2	2	2
合計	34	32	31	12	12	11

2-1 現状(平成 28 年3月末)

1) 被災市街地復興土地区画整理事業

被災市街地復興土地区画整理事業とは、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するための事業であり、3つの類型に区分できる。

- ① 防災集団移転促進事業の移転先として、土地区画整理事業により高台や内陸部へ新たに大規模団地を造成するもの。
- ② 既存市街地において、堤防及び高盛土道路による多重防御や嵩上げ等により安全性を確保した上で土地区画整理事業を行うもの。

③ 防災集団移転促進事業で移転した跡地を、産業・業務エリアとして再生させるため、跡地整序型の土地区画整理事業を行うもの。

県内では、11市町34地区で計画されており、その全ての地区で都市計画決定がなされ、11市町32地区で事業認可、11市町31地区で工事に着手されている。

各地区では、新市街地地区を中心に造成工事が概ね完了し、事業収束に向け、換地計画、換地処分等の手続きが始まっている。また、土地の引渡しや住宅や企業等も建物も築かれ、まちびらきなども開催されている。

2) 津波復興拠点整備事業

津波復興拠点整備事業とは、津波が発生した場合における都市機能を維持するための拠点として、一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設について緊急に整備できる事業である。

県内では、8市町12地区で計画されており、その全ての地区で都市計画決定及び事業認可がなされ、8市町11地区で工事に着手されている。

一部の地区では津波復興拠点施設の建築が完了し、供用開始されている。

2-2 今後の取組み

各市町では、事業における実施設計等が概ね完了し、事業の最盛期及び収束に向け取り組んでいる状況である。

今後、事業の進捗に応じ、各市町等と密に連携を図り、市町毎、異なる課題を踏まえた事業のあり方について共に考え進んでいく。

3 街路事業における現状と課題

県では、復興交付金事業を活用した街路事業として、7路線9箇所の整備を実施している。今年度は、全ての路線において用地取得や工事の実施を図った。

用地取得 片浜鹿折線、大街道石巻港線、門脇流留線②、門脇流留線④⑤

(6路線7箇所) 矢本門脇線、八幡築港線(2)、山下駅前線(築港大通線該当無)

工事实施 片浜鹿折線、大街道石巻港線、門脇流留線④⑤、

(7路線7箇所) 矢本門脇線、八幡築港線(2)、築港大通線、山下駅前線

一方、計画調整に時間を要している一部路線については、関係機関と課題の抽出や解決に向けた具体案の提示などを行い、早急に道路線形及び構造等の確定を図ることとしている。

また、用地取得においては、用地支援業務の活用等により、取得率は確実に向上しているものの、一部において、取得に時間を要している箇所もあるため、適切な算定を行ったうえで、丁寧な説明を行い理解が得られるよう努めていく。

3-1 現状及び進捗状況

(復興交付金事業 県街路事業概要(事務費を除く))

(金額:千円)

路線名・箇所名	市町	計画延長	全体事業費	H27 現年予算
(都)片浜鹿折線	気仙沼市	0.5km	420,000	20,000
(都)大街道石巻港線	石巻市	1.6km	1,562,000	70,000
(都)門脇流留線 ②工区	石巻市	4.2km	19,850,000	1,900,000
(都)門脇流留線 ③工区	石巻市	1.1km	1,502,800	10,000
(都)門脇流留線 ④⑤工区	石巻市	2.6km	7,081,000	1,670,000

(都)矢本門脇線	東松島市	3.9km	5,389,000	1,230,000
(都)八幡築港線 (2)	塩竈市	1.2km	5,793,000	2,167,520
(都)築港大通線	塩竈市	0.3km	694,000	190,480
(都)山下駅前線	山元町	2.2km	2,000,000	348,000
7路線・9箇所	4市1町	17.6km	44,291,800	7,606,000

(各路線の進捗状況)

路線名・箇所名	現状及び進捗状況
(都)片浜鹿折線	用地取得の促進を図るとともに、道路改築工事(全区間)を推進した。
(都)大街道石巻港線	用地取得の促進を図るとともに、道路改築工事(その1)を推進した。
(都)門脇流留線 ②工区 (釜・大街道工区)	用地取得の促進を図った。
(都)門脇流留線 ③工区 (南浜工区)	南浜復興祈念公園や隣接する大規模事業者等との計画調整を促進した。
(都)門脇流留線 ④⑤工区 (湊・魚町工区)	H28.2月に用地取得に着手した。 道路改築(高盛土)工事を推進した。
(都)矢本門脇線	用地取得の促進を図った。H27.6月に(仮称)新定川大橋下部工工事を発注し工事に着手した。H28.2月に道路改築工事(矢本工区)を発注した。
(都)八幡築港線 (2)	用地取得の促進を図るとともに、道路改築工事(港町工区(築港大通線との交差部))を推進した。
(都)築港大通線	道路改築工事(軟弱地盤対策及び嵩上げ)を推進した。
(都)山下駅前線	H27.12月に用地取得に着手した。 H28.1月に道路改築工事(その1)を発注し工事に着手した。

3-2 課題と今後の取組

路線名・箇所名	課題及び対応方針
(都)片浜鹿折線	㊦発注済みの道路改築工事を推進し、事業完了を図る。
(都)大街道石巻港線	㊦用地取得の完了を目指す。道路改築工事(その2)を発注し、事業の進捗を図る。
(都)門脇流留線 ②工区	㊦一部において、用地取得に時間を要している。 ㊦用地取得を促進する。JR貨物との交差部において、施行協定を締結する。北北上運河に架かる橋梁下部工工事及び道路改築工事を発注し、事業の進捗を図る。
(都)門脇流留線 ③工区	㊦南浜復興祈念公園や隣接する大規模事業者等との計画調整に時間を要している。 ㊦課題解決のため具体案を提示等し、計画調整を促進する。 ・平成28年8月:都市計画決定の変更(予定) ・平成28年9月:都市計画事業認可取得、用地取得着手。
(都)門脇流留線 ④⑤工区	㊦高盛土となる本線への取付道路計画について、地元調整に時間を要している。 ㊦取付道路計画について、丁寧に地元説明を行い理解を得る。道路改築(高盛土)工事を推進する。
(都)矢本門脇線	㊦一部において、用地取得に時間を要している。 ㊦個別交渉による用地取得を促進する。H27に発注した橋

	梁下部工工事や道路改築工事(矢本工区)を推進する。大曲工区の道路改築工事を発注し、事業の進捗を図る。
(都)八幡築港線(2)	㊦用地取得の完了を目指す。道路改築工事(中の島工区)を発注し、事業の進捗を図る。
(都)築港大通線	㊦占用者と工程調整を行い、舗装工事を発注し事業完了を図る。
(都)山下駅前線	㊦用地取得の完了を目指す。道路改築工事(その2)を発注し、事業の進捗を図る。

4 公園事業における現状と課題

県では、復興交付金事業や社会資本整備総合交付金(防災・安全, 復興)を活用し、「石巻市南浜地区復興祈念公園」、「宮城県広域防災拠点整備事業」等、複数の公園で事業を実施している。

4-1 現状及び進捗状況

公園名	現状及び進捗状況
石巻市南浜地区復興祈念公園(石巻市)	基本計画策定後、より具体的な施設やレイアウトについて国・県・石巻市が連携して検討を進め、平成28年3月9日に開催された「第2回石巻市南浜地区復興祈念公園有識者委員会」で、空間デザインや名称が了承された。
矢本海浜緑地(東松島市)	原位置での災害復旧は、公園利用者の安全確保が図れない等の理由により断念し、隣接する土地区画整理事業地内での再整備を行う。(平成24年度廃止報告済)。平成27年12月に復興交付金が認められ、併せて一般単独災害復旧費も活用し、敷地造成工事に着手した。
宮城野原公園(広域防災拠点)(仙台市)	仙台貨物ターミナル駅の用地取得に向け、JR貨物と協議を進めている。
仙台港多賀城地区緩衝緑地(多賀城市・七ヶ浜町)	一般単独災害復旧費により水道施設復旧を実施しているが、手続きに時間を要しており平成28年6月に完成の見込み。
岩沼海浜緑地(岩沼市)	災害復旧事業(国災)が平成25年度末に完了し、平成27年4月より南ブロックを再開園した。北ブロックについては、避難築山や避難路、園内施設整備、管理棟建築工事等に着手した。しかし、避難路ルートの一部が保安林であり、その早期解除に向け森林管理署並びに森林管理局へ働きかけている。

4-2 今後の取組み

公園名	現状及び進捗状況
石巻市南浜地区復興祈念公園(石巻市)	実施設計を行い早期の工事着手を目指す。都市計画決定や用地買収に向け、国・県・石巻市が連携し検討を進める。
矢本海浜緑地(東松島市)	公園工事の進捗が図られるよう、隣接する河川災害復旧工事及び土地区画整理事業と工程調整を行う。
宮城野原公園(広域防災拠点)(仙台市)	広域防災拠点整備の前提となる仙台貨物ターミナル駅の移転を円滑に進めるため、関係機関協議を積極的に進める。
岩沼海浜緑地(岩沼市)	避難路や管理等建築工事等を行うと共に、植栽工事等を発注し、平成28年度末の工事完了を目指す。

復興まちづくり事業の被災市町支援について

復興まちづくり推進室

歴史上未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5年が経過し、本県では、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、その復興のポイントとして「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を掲げ、高台移転、職住分離、多重防御による津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進することとした。

現在、沿岸部の市町では既に新たな生活をスタートされている方々がいる一方、被害が大きかった市町では、今なお多くの被災者が仮設住宅で不自由な生活を強いられている。

また、時間の経過とともに、住民意向の変化による空き宅地や、災害公営住宅の空き室の問題、防災集団移転元地の利活用や維持管理など多くの問題が残されている。

そのような中、今年度、当室では「時間経過に伴い変化する課題への適切な対応」を目標に掲げ、様々な取組みにより被災市町の復興まちづくり支援を行ってきた。

➤ 復興まちづくり事業の進捗管理と情報提供

進捗状況の指標化や復興交付金の獲得状況の整理などにより復興まちづくりの進捗状況を分析し、復興まちづくり事業の進捗を管理しながら市町支援を実施した。また、県及び被災市町が現状・課題を共有し、市町間の横のつながりの醸成や復興まちづくり事業の促進を目的として、被災市町担当職員を対象とした復興まちづくり勉強会を2回開催した。



復興まちづくり勉強会

➤ 復興まちづくりに係る課題の解決に向けた支援

新たに整備した市街地や移転元地の産業用地において、企業誘致などが必要となっているため、UR都市機構と共同で「みやぎ復興まちづくり産業用地パンフレット」を作成し、全国5,200社の企業を対象にアンケートを実施した。アンケート結果は、対象となる市町と情報共有し、今後の誘致活動などに活用することとしている。新たなまちづくりに伴い再構築が必要となる地域内交通について、現状の整理や先進事例の取組みをまとめた「地域内交通の事例集」を作成し市町に情報提供した。



産業用地パンフレット

➤ 「復興まちづくりのアーカイブ」の作成

震災記憶の風化防止、今後発生が予想される震災の検討に役立つため、発災直後からの「復興まちづくりのあゆみ」を取りまとめた。また、当時の計画検討経緯や関係機関との調整事項など貴重な資料をデータベース化し、アーカイブとして取りまとめた。



復興まちづくりのあゆみ

➤ 復興まちづくり事業の情報発信

平成27年度は東日本大震災の発生から節目となる5年を迎え、震災記憶の風化防止や継続的支援の必要性を伝えるため、パネル展や出前講座を実施した。また、復興事業の進捗状況を伝える復興まちづくり事業カルテの更新、復興まちづくりマップ、宮城県復興まちづくり通信を発行した。



出前講座

特に、沿岸地域の被災状況や復興まちづくりの現状について県内外に広報することにより、被災地の風化防止、観光誘客による交流人口の増加が期待できるため、復興まちづくりパネルの展示について力を入れた。全国への広報としては市町と連携しながら、職員自ら空撮した写真を使用し、沿岸市町の復興状況を伝えるパネルを作成し、全国5箇所で「みやぎの復興まちづくりパネル展」を開催した。また、復興まちづくりパネルの常時展示箇所を拡大し、一般県民への情報発信も継続的に行っている。

【平成27年度 復興まちづくりパネルの展示実績】

NO	展示日	展示場所	展示内容
1	H27.7～	イオンモール石巻	復興まちづくりパネル常設展示
2	H27.8～	青葉通地下道ギャラリー	復興まちづくりパネル常設展示
3	H27.8.4	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo展示
4	H27.11.9	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya展示
5	H27.12.23	東京都庁第一本庁舎南展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展
6	H28.1.18～1.28	日本橋地下歩道	みやぎの復興まちづくりパネル展
7	H28.2.1～2.12	青葉通地下道ギャラリー	みやぎの復興まちづくりパネル展
8	H28.2.4	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー展示
9	H28.2.17～3.15	気仙沼「海の市」	復旧・復興まちづくりパネル展
10	H28.2.20～2.26	福岡市役所1階ロビー	みやぎの復興まちづくりパネル展
11	H28.3.1～3.11	大阪駅前曾根崎地下歩道 PR コナ-	みやぎの復興まちづくりパネル展



東京都庁



福岡市役所



大阪府地下歩道



イオンモール石巻



気仙沼市海の市



東京都港湾セミナー

一 下水道事業の復興に向けた取り組み及び、復旧・復興 5年目の

現状と課題一

下水道課

① 下水道事業の復興に向けた取り組み

東日本大震災の地震や津波で、県が管理する流域下水道施設も甚大な被害を受けたが、被災した幹線管渠や浄化センターは平成24年度中に災害復旧し、浄化センターからの放流水は震災前の水質に回復している。

一方、流域関連市町村が管理する公共下水道は、現在も復旧事業が進められていることから、破損箇所から雨水等が管渠に流入し、不明水となっているものと考えられる。

また、東日本大震災のもう一つの大きな被害は、原発事故による放射能の飛散である。原発から放出されて県内に降下した放射性セシウムは土壌に付着したと考えられており、浄化センターで処理された脱水汚泥に含まれる放射能が降雨後に一時的に上昇する原因としては、放射性セシウムが付着した土壌が不明水と混じって破損箇所から管渠内に流入し、最終的に脱水汚泥として濃縮されるためと考えられる。

震災から5年が経過し、脱水汚泥に含まれる放射能は検出されない程度まで低下しているが、脱水汚泥を焼却及び造粒・乾燥等の減容処理した場合は放射能が濃縮され、時期によっては100Bq/kgを超過するため、震災前と同様な処分が可能となるまでには至っていない。

【汚泥焼却灰の処分】

平成24年12月に仙塩浄化センターの汚泥焼却炉復旧工事が終了したことから、汚泥を試験的に焼却して焼却灰に含まれる放射能を測定したところ、約300Bq/kgであった。震災前、焼却灰は主にセメント原料として再資源化していたが、検出された放射能濃度では再資源化が不可能となった。これは、脱水汚泥に含まれる放射能は20Bq/kg程度であるが、焼却処理により放射性セシウムが濃縮され焼却灰に残留するため、灰に含まれる放射能が300Bq/kg程度になったものと考えられた。



焼却灰の状況

国の基準に照らし合わせると、汚泥焼却灰に含まれる放射能濃度は管理型最終処分場での処分が可能な濃度であったことから処分場での受入を要請したが、焼却灰に先行して受入れていた震災廃棄物等の品目に含まれていないこと等を理由として、処分場での受入が認められなかった。

また、汚泥焼却灰の受入追加を近隣住民に打診したところ、住民の反発を招き調整は難航した。

このことから、県環境生活部及び町の協力を得て近隣住民の理解を求めたところ、平成26年4月から最終処分場への受入が可能となった。

汚泥焼却灰は平成24年12月から発生しており、最終処分場での処理が可能にな

るまでの16ヶ月分は、耐候性フレコンバッグに詰めて更にブルーシートで覆う等の飛散・劣化対策をして場内で保管した。

焼却灰の処分場への搬出は、処分場周辺の住民の要望により、運搬車両や搬入経路の空間線量率を測定し、運搬による汚染がないことを確認しながら行い、保管していた汚泥焼却灰は、平成26年4月から7月までの3ヶ月で処分が完了させた。

震災以後、脱水汚泥から放射能が検出された時点で、焼却炉が再稼働した場合に100Bq/kgを超過する汚泥焼却灰が発生することは予測されていたため、当課では最終処分場や県環境生活部に対して、最終処分場への搬入品目に汚泥焼却灰を含めるよう当初から要請していたが、震災がれきの処分が優先されたことにより汚泥焼却灰の処分は後回しとなってしまった。搬入品目を五月雨式に提示することが地元との信頼関係を損ね、結果として協議を長期化させる原因となったことから、事前の庁内調整を適切に行い、当初から必要な搬入品目を全て示した上で地元との協議を行っていけば、焼却灰の処分が16ヶ月も遅れることはなかったと考えられる。

平成27年度以降は、100Bq/kg程度で推移しているため、全量をセメント原料として再資源化している。

【汚泥燃料化物事業の再開】

県南浄化センターでは、平成21年度から汚泥燃料化事業に取り組んでおり、製造した汚泥燃料化物は石炭代替燃料として近隣の製紙工場で利用されていた。

燃料化施設は東日本大震災の津波により大きな被害を受けたが、平成24年度に復旧工事が完了し、平成25年度から事業が再開された。

燃料化物は、含水率75%の汚泥を造粒・乾燥工程により含水率10%以下まで乾燥させて製造しており、この工程を実施することにより、揮発性成分は約4倍に濃縮される。燃料化物の原料は、県南浄化センターから排出される汚泥のみを原料としているため、品質は汚泥の成分が大きく影響する。平成25年4月から事業は再開されたものの、雪解けや梅雨の時期等、不明水の発生が多くなる時期と重なったため、不明水に含まれる放射性セシウムが混入した汚泥が製造工程で濃縮され、100Bq/kgを継続して超過する状況となったため、取引先から受入中止の通知があり、平成25年5月末で事業は中断せざるを得なかった。

事業を再開するためには、燃料化物の放射能が安定して100Bq/kg以下になることが必要だが、製品の放射能は製造した実物でないと確認できないため、放射能の確認のための試験製造を行うこととなり、測定体制の整備や製品の処分先を確保するなどの準備を行い、平成26年1月から試験製造を行った。

試験製造では、製品の放射能の確認に加え、降雨量との相関等を調査した。放射能と降雨量については、厳密な相関関係は分からなかったが、一定量の降雨があると製品の放射能が上昇するという傾向が認められ、さらに、降雨量が減少する冬期であれば、放射能が安定して100Bq/kgを下回ることが確認された。

このことを踏まえ、取引先と運用面の課題を整理・検討して両者で合意が得られたことから、平成27年2月から燃料化物としての受入が再開されたが、100Bq/kgを超過したものは、産業廃棄物として処理している。

震災から5年経過し、半減期が2年のセシウム134は検出されない程度に下がり、放射能濃度は半減期が30年のセシウム137の濃度に依存する状況になったため、

物理的な放射能の減少は見込めなくなる。放射能は低下傾向を示しているが、今後とも降水量が増加する時期を中心に、放射能の問題は続くと考えられる。

下水道事業の本当の意味での復興は、放射能の問題が解決したときに訪れるものとする。

②復旧・復興 5年目の現状と課題

1 はじめに

東日本大震災から5年となる平成27年度は、下水道を取り巻く環境に大きな変化があった。水防法の一部改正に伴い下水道法が改正され、①浸水対策をハード・ソフト両面から推進すること、②再生エネルギーの活用促進、③持続的な機能確保のための維持管理基準の策定が下水道管理者に新たに求められることとなった。また社会情勢の大きな変化としては、人口減少社会が国勢調査の結果から明らかとなったことが挙げられる。

ここでは復旧・復興事業の現状を紹介しながら、今後の健全な下水道経営に向けた課題と取り組みについて述べる。

2 復旧・復興事業

災害復旧事業については昨年度末までに実施保留案件全てについて解除に成功したことから、平成27年度においては事業の進捗が図られている。県全体の査定決定箇所612件に対して484件、8割程度が完成している。内陸市町村と県流域下水道298件は全て完成しており、沿岸市町の未完成箇所124件について早期完成に向けた支援を継続していく必要がある(いずれも平成28年2月末現在)。その具体的な取り組みが設計変更案件の国土交通省水管理・国土保全局防災課協議で、本年度は13回(10市町のべ89件)実施した。主な内容としては、労務資材費等の高騰や他事業との調整に伴う数量・金額の変更であり、事業費確保のため今後も引き続き協議を行う。

復興交付金事業については第12回～第14回申請にあたり、10市町に対して技術的支援を行った。これは申請に先立ち内容等について事前協議するもので、東北地方整備局建政部都市・住宅整備課の協力を得て実施した。復興交付金事業は防災集団移転事業の移転先となる地区で汚水・雨水施設の整備を行う他、東日本大震災に伴う広域地盤地下対策として、浸水対策施設(ポンプ場、調整池等)を整備している。

下水道処理場やポンプ場の復旧・復興事業には、土木・建築・機械・電気の各分野に専門的な技術と経験が求められることから、事業主体である沿岸の各市町では日本下水道事業団に設計から本工事発注や工事監理を一括委託することで、技術職員の不足に対応している。

3 都道府県構想

人口減少社会における健全な下水道経営のため、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想(生活排水処理施設基本計画)の見直し」を行った。この構想は、市町村が下水道、農業集落排水、合併浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な

整備手法を選定した上で、下水道や農業集落排水等による集合処理区域と浄化槽による個別処理区域を明らかにするものである。併せて、今後 10 年を目標に処理施設の概成を目差すための実行計画(アクションプラン)を策定する。震災後、汚水処理について地域格差が生じている中で市町村が行う復旧・復興まちづくり計画を考慮しながら、今後 10 年間で概成可能となるよう既計画を見直したものである。平成 28 年度において、見直された下水道区域について発生汚水量を算定し下水道施設の全体計画を改定、平成 29 年度には事業計画を変更することとしている。

4 汚泥処理構想

汚泥処理構想は汚泥に関する都道府県構想というべきもので、流域下水道処理場の汚泥処理施設を核とした広域共同化の推進により、汚泥処理にかかるコストの縮減を図る。対象となる汚泥は公共下水道由来のみならず農集排や浄化槽、さらには尿尿も含まれる。流域下水道の汚泥処理施設では、再生エネルギーの活用促進として汚泥消化ガス発電の採用についても検討することとしており、その際民間活力の導入も視野に入れている。汚泥の広域共同化の推進により、各市町村の汚泥処分にかかる維持管理及び改築更新費の削減や省エネルギー化が期待される。平成 27 年度においては都道府県構想に基づいた基礎検討を実施し、平成 28 年度に詳細な調査・検討と構想の取りまとめを実施する。

5 スtockマネジメント計画

下水道施設の長寿命化対策としては、平成 22 年度から長寿命化計画を策定し対策工事を実施しているところであるが、厳しい予算制約により計画自体が陳腐化しており、長期的な改築更新費の平準化を目指した新たな計画が必要となっている。また、改正下水道法では維持管理基準の策定を求めていることから、新計画では維持管理から改築更新までの一連のプロセスを最適化する必要がある。これらの課題を踏まえ、平成 28 年度において「宮城県流域下水道ストックマネジメント計画」の策定を、平成 29 年度において次期防災安全交付金整備計画の策定を順次実施していく予定である。

6 まとめ

市町村においては人口減少により下水道使用料収入が減少する一方、既存施設の改築更新費の増大や復旧・復興事業で新たに整備された浸水対策施設の運転経費により下水道経営が圧迫され、下水道普及拡大のための投資余力が縮小することが予想される。こうした状況の中健全な下水道経営を可能にするため、県と市町村が連携し広域共同化や民間活力導入を積極的に推進していく必要がある。

平成27年度における復興への取り組み

建築宅地課

1. 平成27年度 課の目標

被災市町が実施する災害復興事業が円滑かつ迅速に進むよう、市町に対して積極的に支援を行うとともに、県民が安全で安心して生活できる快適で活力ある建築・市街地環境の実現を図るため、制度や基準の普及・啓発に努めるとともに登録業者等の指導監督を実施する。

2. 現状について

(1) 震災復興事業関連

① 防災集団移転促進事業等による高台等への移転促進

- ・ 県内 12 市町 195 地区で実施しており、住宅等建築可能地区は 195 地区中 140 地区(71.8%, H28.1 末)であり、着実に進んでいる。
- ・ 都市計画法に基づく開発許可を対象 105 地区全て(H28. 1末)で行った。租税特別措置法に基づく都市計画法事業に準ずる事業である旨の確認書を 106 地区、同証明書を 102 地区で交付した。(H28. 1末)



② 震災復興事業に係る開発許可等の許認可の迅速処理

- ・ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業等については、全 167 地区中 155 地区で完了した。残りの 12 地区(全て仙台市内)については、平成 27 年度中に完了する見込み。(H28. 1末)

(2) 建築物等安全・安心推進事業関連

① 建築物等の地震防災対策の促進

- ・ 木造住宅等震災対策事業については、旧建築基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を 900 戸、耐震改修を 540 戸予算化し、市町村へ助成している。
- ・ 特定建築物等震災対策事業については、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模な特定建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事を予算化し、市町村へ助成している。また、旧建築基準で建築された指定避難所に対して、耐震診断費用を予算化し、市町村へ助成している。
- ・ 発災時の建築物等の被害を判定する資格者を養成するため、被災建築物応急危険度判定士の講習会を4回、被災宅地危険度判定士の講習会を1回開催している。

② 活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

- ・ 確認済証交付件数は、土木事務所・地域事務所で 1,479 件(前年比 88.2%),

県全体で 13,143 件(同 86.9%)となっている(H27.1末)。

- ・ 開発許可件数は、県の許可で 76 件となっている(H28.1末)
- ・ 優良建築物等整備事業の円滑な事業実施を支援するため、石巻市(5地区)と気仙沼市(4地区)の事業に対して、指導助言を行っている。

③人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

- ・ 土木事務所等によるバリアフリー法の認定は1件、省エネ法の届出は 426 件、低炭素法の認定は8件となっている(H27.2末)。

④安心して土地・建物の取引ができる環境の整備

- ・ 宅地建物取引業に係る事務所の立入調査を 98 件実施見込みである。
- ・ 建築士事務所の立入調査を 110 件実施見込みである。

⑤建築技術職員のスキルアップへの取組み

- ・ 職員に対し構造審査に係る研修を2日間実施している。
- ・ 建築確認業務の円滑化のため、若手職員を対象とした研修会を開催(1回)している。

3. 課題と対応方針について

(1)震災復興事業関連

①防災集団移転促進事業等による高台等への移転促進

- ・ H28 年度末には、全地区数 195 地区のうち 187 地区(95.9%)で住宅等建築工事が可能となると見込まれているが、可能な限り前倒しできるよう建築工事着手までの手続きの迅速化などにより、市町を支援していく。
- ・ 空き区画が発生していることから、その解消方法等について、先行市町の事例等の情報提供などを行い、解消に向け、市町を支援していく。

②震災復興事業に係る開発許可等の許認可の迅速処理

- ・ 開発許可については、今後工事が進むにつれ変更協議・申請や完了検査の業務量の増大が懸念されることから、事前相談・協議等を積極的に行い、業務の円滑化を図るよう体制を整える。

(2)建築物等安全・安心推進事業関連

①建築物等の地震防災対策の促進

- ・ 木造住宅等震災対策事業については、助成件数が年々減少しているため、旧耐震基準で建てられた住宅のリスト化を市町村へ働きかけ、対象住宅を特定し、継続的に耐震診断実施の普及啓発を行う。また、耐震診断を実施した後、耐震改修を行っていない所有者へ事業周知や、意向確認などのフォローアップを行い耐震改修を促進していく。
- ・ 特定建築物等震災対策事業については、耐震改修促進法により耐震診断結果を公表することになる大規模な特定建築物の助成事業を、関係市町と連携して早期に実施出来るよう働きかけていく。また、指定避難所については、耐震化が図られていない市町村に対して、早期の耐震化や安全な施設への指定替えを働きかけていく。
- ・ 地域主動型応急危険度判定の実施体制を整備するため、応急危険度判定士の登録を促進するとともに、市町村の判定活動をコーディネートする市町村職員及び民間判定士を養成するための講習会を開催し、市町村の体制整備が促進

されるよう支援していく。

- ・ 被災宅地危険度判定士の育成講習会は毎年1回開催し、順調に判定士の数を確保してきている。今後は、どのようにして判定士の数を確保していくか検討が必要になる。

②活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

- ・ 被災者の住宅再建の本格化に伴って建築確認申請件数の増加が見込まれることから、引き続き、建築確認を的確に実施していく。
- ・ 優良建築物等整備事業については、事業手法の検討を行っている事業や、他事業との調整が必要なもの、事業手法を見直して優良建築物等整備事業による整備へと方針変更し、集中復興期間以降の着手となる事業も出てくるため、事業が適切かつ円滑に実施されるよう関係市を支援していく。

③人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

- ・ 引き続き、バリアフリー新法などに基づいた適切な指導・助言を実施していく。

④安心して土地・建物の取引ができる環境の整備

- ・ 宅地建物取引の公正を確保するため、宅地建物取引業者事業所の立入調査を実施する。
- ・ 建築士事務所に関する諸規定の遵守を図るため、立入調査を実施する。

⑤建築技術職員のスキルアップへの取組み

- ・ 国土交通大学校での構造審査研修資料や基本的計算問題を作成し、講習会を実施することにより構造に関する知識・審査のスキルアップを図る。
- ・ 建築技術職員のスキルアップを図るため、土木職員研修に位置付けられた研修計画を管理・運営していく。

復興5年目の取り組み

住宅課

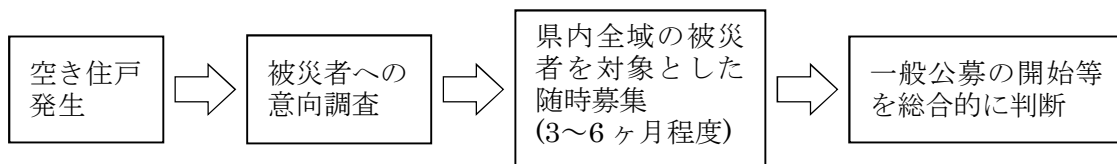
平成27年度における住宅の復興への取り組みの現状と、次年度の課題は次のとおりである。

1. 災害公営住宅の管理

○災害公営住宅の被災者以外の入居に係る対応方針の策定

災害公営住宅の整備戸数は被災者の意向調査に基づき決定されているが、時間の経過や環境の変化等により、「空き住戸」が発生していることから、国の見解を受けて、市町と協議し、被災者以外の入居について対応方針を平成27年11月に策定した。

《災害公営住宅への被災者以外の入居に係る流れ》



※被災者以外の入居は平成28年度以降

また、一般公募にあたっては、仮設住宅入居者への配慮として、特定目的住宅での募集を含む優先入居制度の活用が可能であることを市町に情報提供している。

《平成28年1月末現在災害公営住宅入居状況》

整備計画戸数	管理開始戸数	入居戸数(決定含)	入居率
15,917 戸	8,077 戸	7,690 戸	95.2%

●次年度の課題

今後の課題は、入居時に収入要件がないことから、収入超過者や高額所得者に認定される世帯が出てくると思われ、そのような世帯への対応が課題となる。各市町村の円滑な入居管理を支援するため、復興住宅市町村連絡調整会議等を通じて情報共有等に努めていく。

2. 住宅再建支援

○二重ローン対策の実施

住宅の自力再建に向けた被災者支援の施策として、既存住宅債務に係る利子に対して助成する「住宅再建支援事業(二重ローン対策)」を継続して実施した。

平成27年度の交付決定件数は2月末現在で56件と、現時点で、自力再建のために必要な宅地が十分に供給されていない現状にあること、被災者自身が住宅再建の方法を決めかねていること等から、計画した助成戸数以下となっている。今後、面整備事業等の進捗による宅地供給がさらに進み、申請状況に変化が現れ

る可能性があるため、申請状況に注視していくとともに、引き続き、助成戸数の更なる精査を行う必要がある。

○宮城復興住宅マッチングサポート事業

自力再建による住宅建築工事の本格化に伴う職人、資材等の不足に対し、マッチングサポート受付窓口を設置し、情報提供と相談等を行い、自力再建を支援することを目的に、「宮城復興住宅マッチングサポート事業」を4月より実施した。平成27年度は1月末現在で、工務店紹介の申込が22件あった。

○みやぎ復興住宅整備推進会議による情報提供

会議を3回開催し、関係機関・団体等の住宅・まちづくりに関する情報交換・共有や情報発信に努めた。

10月21日に「みやぎ復興住宅フォーラム～住まいの復興に向けて～」を開催し、386名が来場した。フォーラムでは県内の復興に携わった建築家の講演と対談、併せてこれまでの住まいの復興に関する県、市町村や民間団体の取り組み等を紹介するパネル展示を行い、「復興の先にある新しいまちづくりのために、建築に関わるものがどのように取り組んでいくべきか」のテーマの下に、住まいの復興とその先にある新しい街づくりに向けて、来場者と共に考えるというフォーラムの趣旨が達成できた。

○住宅再建相談会の開催

みやぎ復興住宅整備推進会議と住宅金融支援機構との共催による相談会を10市町で160回以上開催した。

○住宅再建に必要な情報提供等による再建支援

各種イベント等において、職員を派遣し再建支援制度等の住宅相談を実施し、また、市町村が実施している住宅再建に係る補助事業を、HP上で掲載したほか、団体等が実施している各種制度について、関係機関に通知等を行い、周知を図った。

復興住宅市町村連絡調整会議において、住宅の復興に関する情報を提供し各市町村と共有を図った。

●次年度の課題

今後、防災集団移転事業や土地区画整理事業などの面整備による宅地供給がさらに進み、住宅建築が始まる地域において、設計、工事の需要が急増することにより工務店不足が一層激しくなることや二重ローンの対象者が増加すること可能性がある。

また、居住する地域以外の工務店とコンタクトを取ることが難しい被災者も今より多くなることも懸念される。それらの課題に対応するため、引き続き、住宅再建支援事業(二重ローン対策)のニーズ把握及び制度の周知に努めるとともに、復興住宅マッチングサポート事業を推進していく。

3. 県営住宅のストックマネジメントの推進

○県営住宅ストックマネジメント

県営住宅ストックの活用方針を新たに定めた「宮城県県営住宅ストック総合活用計画(宮城県公営住宅等長寿命化計画)」(H27.3改定)に基づき、ストックの長寿命化等を図るための改善工事を計画的に実施した。

○県営住宅ストック改善総合事業

耐久性や住宅性能水準の向上のため、将監第三住宅で給水管改修工事，古川李塚住宅，迫萩洗住宅で雑排水管改修工事，中江東住宅，岩沼相の原住宅でガス管改修工事を実施したほか，石巻吉野住宅，六丁目東住宅及び若柳川南住宅の3団地でエレベーターの改修(取替)工事などを実施した。

○県営住宅リフォーム事業

老朽化に対応した安全と適切な住環境の整備のため，岩沼相の原住宅ほか2団地で物置取替工事，大河原上谷住宅ほか4団地で受水槽取替工事を実施したほか，消防設備改修工事や緊急通報装置取替工事などを実施した。また，応急工事として，塩釜天満崎住宅の雨水排水設備改修工事を実施した。

●次年度の課題

次年度については，事業の確実な実施に向けて，国費の確保を図ると共に，修繕内容の緊急度や優先度等を考慮した上で事業箇所を選定する必要がある。また，工事不調などによって繰越とならないよう発注時期を見据えた執行管理を行うなどの取組みが必要である。

事業実施に当たっては，事業実施団地の地域的な合併施工や同種工事をまとめて発注することにより，更なる業務の効率化を図る必要がある。

平成27年度の災害公営住宅整備について

復興住宅整備室

災害公営住宅については、被災市町が事業主体となり、県やUR都市機構による建設支援、公募買取り、協議会方式による木造住宅建設など、地域の実情に応じた様々な手法を活用し、約1万6,000戸の整備を進めている。

県では、市町から受託して設計・工事を進めており、当室における平成27年度の取り組み状況と今後の取り組みは次のとおりである。

1 災害公営住宅整備支援事業(県受託による整備)

(1)進捗状況

- 平成26年度からの継続工事10地区1,118戸について、予定どおり年度内に完成させ、市町に引き渡した。平成27年度末までの累計完成戸数は、受託(予定含む)2,258戸の93%に当たる2,108戸となった。
- 今年度新たに受託した3市町3地区121戸についても、着工済みであり、平成28年度の完成を見込んでいる。

(2)平成27年度の取り組み状況

- 職員が頻回に監督業務を行い、工程管理を徹底した。
- 月1回の頻度で安全管理点検を実施し、工事中の事故防止を図った。
- 総合施工図により監督員自ら納まりを確認する等品質管理を徹底した。
- これまでに現場で発生した課題と対応を事例集として取りまとめ、月に2～3回職場内研修を実施し、技術情報の共有化等を図った。
- 建物引き渡し後1ヶ月間の初期不良に関する連絡受付体制を強化した。



七ヶ浜町菖蒲田浜地区(平成27年12月完成)



南三陸町戸倉地区(平成28年2月完成)

(3)平成28年度の取り組み

- これまでの取り組みを継続し、121戸の継続工事を確実に完了させ、しっかりした品質の住宅を市町に引き渡すと共に、新たに受託予定の29戸について着工し、工期限内に完成させる。
- 年度末までに累計2,229戸が完成する見込みである(完成率99%)。

2 県全体の進行管理

(1)進捗状況(全県)

- 平成 28 年 2 月末までに、計画約 1 万 6,000 戸の 91%に当たる 14,423 戸の事業に着手し、54%に当たる 8,659 戸が完成した。
- また、整備を行っている 21 市町のうち、10 市町において全戸完成した。

(2)平成 27 年度の取り組み状況

- 住宅課及び建築宅地課と共に「土木部市町支援チーム」として 15 市町を延べ 37 回（市町により 1～5 回）訪問し、災害公営住宅の円滑な整備に向けた意見交換等を行った。
- 市町の進捗状況を毎月ホームページ（HP）等で公表した。
- 県内完成住宅の概要を完成写真等と共に取りまとめ、HPに掲載した。

(3)平成 28 年度の取り組み

- 「土木部市町支援チーム」による市町訪問や個別ヒアリング等を通じて市町の状況を十分に把握し、国等関係機関とも連携を図りながら、各市町の実情に応じた支援を継続する。
- 災害公営住宅の一日も早い全戸完成に向けて、引き続き、地域の実情に応じた様々な手法を活用し、災害公営住宅の整備の促進を図る。
- 平成 28 年度末までに累計約 13,900 戸（計画の 87%）の完成を見込む。

3 災害公営住宅整備に関する記録誌の作成

(1)平成 27 年度の取り組み状況

- 震災から 5 年間の集中復興期間が終了する節目を迎えるにあたり、将来新たに起こりうる災害に備え、必要となる施策の検討に資すること等を目的に、これまでの災害公営住宅整備の取り組み内容及び今後の課題等について整理し、記録誌「東日本大震災からの復興 災害公営住宅整備の記録（中間報告）～5 年の歩み～」として取りまとめた。
- また、客観的な視点からこれまでの取り組みを振り返ることを目的に、5 年間の災害公営住宅に関連する新聞記事約 3,300 件の中から約 260 件を抽出し、別冊としてとりまとめた。

(2)平成 28 年度の取り組み

- 平成 28 年度の取組内容等を踏まえ、加筆・修正作業を継続する。
- 記録誌をホームページに掲載するほか、市町・他都道県訪問時や各種会議・研修会等の場で紹介するなど、他自治体等へ内容の周知を図る。

復興への取り組み

営繕課

○現状と課題……被災建築物の復旧・復興事業における現状と課題

東日本大震災で被災した県有施設の復旧事業は平成 25 年度までで概ね完了し、大勢は復興事業(建替え事業)に移行しているが、平成 27 年度においても、残余の復旧事業を含め、営繕課では引き続き復旧・復興事業を進めている。

東日本大震災以降、工事の入札不調が続いており、不調による繰越が発生してきたが、平成 26 年度以降は更なる早期発注に努め、計画的な災害復旧・復興支援に努めることとしている。

工事の入札不調は、建物供用開始時期の遅れの原因となり、県民の復興に対する実感を低下させる要因にもなりうることから、工事の入札不調が続いている現状を改善するため、昨年度は東日本大震災以降の入札不調の現状を把握するため、施工者から生の声を聞くこととし、平成 26 年5月に(一社)宮城県建設業協会気仙沼支部、石巻支部、大崎支部、登米支部と意見交換会を実施して、下記のとおり、7つの取組としてまとめ、ホームページ等で公表している。

＜公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について＞

- ① 見積単価の適切な採用
- ② 工場生産品等の積極的な採用
- ③ 「同等品可」の積極的な運用
- ④ 施工者からの施工提案の積極的な採用
- ⑤ 労務・資材不足を踏まえた適切な工期の設定
- ⑥ 適切な合併発注等の推進
- ⑦ 応札しやすい発注見通しの公表

取組⑦は、技術者が不足している現状を踏まえた取組となっており、「月」単位で発注見通しをホームページで公表し、毎月更新することとしている。現在、契約課では、四半期ごとの更新で発注見通しを公表しているが、毎月更新して公表しているのは公共建築関係(営繕課、住宅課、復興住宅整備室、設備課)のみで行っている独自の取組である。

○進捗状況(その1)……7つの取組の効果

昨年度に執行委任を受けた事業については、前述の7つの取組の効果もあって受注環境の改善が進んだと考えられ、下表に示すとおり、入札不調件数が1件と大幅に減少し、ほぼ予定どおり工事着手することができた。

今年度は昨年度ほど顕著ではないが、震災直後と比較して入札不調率は比較的低下水準を維持していると考えられる。ただし、小規模工事において入札不調が発生する傾向が再び出始めていることから、適切な合併発注等による対応を行っていくなど、今後も受注者が応札しやすい環境を整えていくため、前述の7つの取組を推進していく。

表 営繕課発注建築工事の不調発生状況について

年度	発注件数	不調件数	不調発生率
H24	100	21	21.0%
H25	55	8	14.5%
H26	18	1	5.5%
H27	46	8	17.4%

○進捗状況(その2)……間接的な取組の試み

今後の公共建築工事を取り巻く環境を考慮すると上記の入札不調の増加傾向は、工事の種類・規模等に関わりなく予断を許さない状況で、特に、2020年の東京オリンピック関連の公共工事の発注が平成28年度以降本格化することから、本県発注の営繕工事にもその影響が現れ、震災後に発生した労務者不足、特に型枠工、内装工の不足等の労働需給環境に逆戻りする恐れがないわけではない。

工事の入札不調及びそれによる繰越等の問題の解決方法としては、前記のような直接的な取組みのほか、営繕工事の枠組全体に関わる間接的な取組みも考慮する必要がある。

平成27年度においては、そのような営繕工事の枠組全体に関わる間接的な取組みの一つとして、工事発注の前提となる設計内容の拠り所となる設計要領の見直しを行い、その基本方針の一つとして、これまでRC造が一般的であった種類の建築物の構造種別を、RC造以外の構造も選択が可能となるような方向への内容に改定した。この見直しにより、建築物の構造耐力上主要な部分に関して、RC造以外のS造等のプレファブリケーションが可能な構造種別を積極的に選択することにより、型枠工等の労務者不足や、それに起因する工事費の高騰に基づく入札不調及び工期延長による繰越等の防止に繋がることを意図している。

今回の改訂は、これまで建築工事に適用していた「建築設計要領」と設備工事に適用していた「設備設計要領」を、同じ営繕工事という大きな括りの中で統合する形で行われ、前記の構造種別等の他、バリアフリー化、地球温暖化対策としての省エネルギー化、その他、近年の制度環境の変化に対応して従前の内容を時点修正したものであり、平成28年4月1日施行の予定で現在、作業を進めているところである。

○進捗状況(その3)……営繕工事の今後への展開

今年度の営繕工事は、これまでの改修工事主体の“復旧”段階から今後数十年を視野に入れた移転・新設工事等を主体とする“復興”段階への変化が顕著に現れたことが特筆される。工事の完成件数こそ多くはないものの、今後の展開が期待される多くの事業がスタートした年であった。

今年度完成したのものとして、水産技術総合センター種苗生産施設新築工事が挙げられる。これは、震災で被災した種苗生産施設を、石巻市谷川浜から七ヶ浜町松ヶ浜漁港背後地へ移転再整備する工事で、10月26日に完成した。

学校関係では、海から僅か約500mの気仙沼市岩井崎で津波被災に遭遇した気仙沼向洋高等学校を、気仙沼市長磯牧通に移転・新築する事業のうち、設計業務が平成28年4月に完了する予定であるが、それと並行して地質調査業務も既に完了し、新築工事に向けての地ならしが済みつつある。設計完了後は、入札・契約の運びとなる。

同様に、海から僅か 800m 足らずの名取市広浦で津波の直撃を受け全壊した宮城県農業高等学校を同市高館吉田字吉合地内に移転・新築する事業として、農業高改築工事(その1)、(その2)及び(その3)の仮契約が3月 22 日に成立し、6月定例会の議決により正式に着工の運びとなる。

一般庁舎関係では、震災による津波で被災した石巻合同庁舎及び気仙沼合同庁舎の移転・新築事業の各工事の契約が2月 17 日に2月議会で議決され、これから工事の着工に向けて動き出し、同様に震災による津波で被災し、気仙沼市赤岩杉の沢地内(旧鼎が浦高校跡地)に建設が進められてきた気仙沼警察署庁舎新庁舎は、同地内に建設予定の合同庁舎に先行する形で3月4日に完成した。

平成 27 年度における復興への取り組みについて

設備課

平成 27 年度、当課では、東日本大震災により被災した県有施設の復興の推進、計画的かつ適正な施設整備、設備技術の向上に係る取り組みの推進という施策を掲げ、「宮城県震災復興計画に掲げる、再生期2年目」の業務に取り組んだ。

被災した県有施設の復興の推進として、前年度からの繰越及び継続工事の早期完成のため、工程管理に努めた。繰越した災害復旧工事については、全8件のうち、水産技術総合センター公開実験棟など3件の工事が上半期に完成した。残り5件のうち4件については年度内に完成したが、1件については、関連工事の遅れにより次年度へ繰り越すこととなった。また、継続工事については、県有施設の復興として、気仙沼警察署関連4工事を前年度から施工していたが、供用開始に支障なく完成した。このほか、繰越した通常工事 11 件については、全て上半期に完成している。平成 27 年度の新規工事については、被災した石巻合同庁舎及び気仙沼合同庁舎の新築関連工事を含む今年度発注予定の工事全てを年度内に契約締結した。

計画的かつ適正な施設整備の取り組みとして、計画的かつ適正な進行管理と施工品質の確保を行った。進行管理については、毎月の課内全体会議において、進行管理表により起工、開札、契約予定日、完成までの情報を課内で共有し、遅れの出ている事業については迅速な対応を促し、円滑な事業進行を図った。施工品質の確保については、現場状況を反映した設計要領、仕様書を改訂して更新版をホームページで公表した。また、工事施工に当たっては、主務課や施設管理者と綿密に打合せを行い、利用者のニーズを把握し、工事内容や施工時期を検討したうえで、確実に施工に反映させた。更に、工事の安全パトロール及び下請負点検を 10 箇所 16 工事で実施し、安全対策や施工体制に問題ないことを確認した。

設備技術の向上に係る取り組みの推進として、設備に関する全庁的な技術支援を行った。設備職員向け研修会として、土木部職員研修の設備部門別専門研修にて現場研修(拓桃医療療育センター・拓桃支援学校、水産技術総合センター種苗生産施設)を実施し、延べ 79 名が参加したほか、設備研修として「設備講座」を開催し 42 名が参加した。なお、「設備講座」では、設備全般の課題を検討する全庁横断の設備技術向上委員会にて、本講座のテーマを決定し、建築設備、水道施設、下水道施設、ダム・河川施設の長寿命化について検討した。本委員会では設備職員、特に若手職員の技術力向上をめざし、より充実した研修を企画している。また、「宮城県環境保全率先実行計画」に基づく環境負荷低減対策として、がんセンター、東北歴史博物館、図書館の3施設に係るESCO事業の実績評価に関する技術支援を行った。

平成 28 年度は、被災した県有施設の復興に全力で取り組むとともに、通常の営繕事業も並行して適切に処理・対応する。特に複数年契約となる大型案件や単年度で設計・工事を完了させる案件については、その事業規模や供用開始時期に配慮し、計画的な工事執行を図ることとする。